

(目的)

第1条 この規則は、三郷町介護保険運営協議会設置条例(平成12年9月三郷町条例第42号。以下「条例」という。)
第5条の規定に基づき、三郷町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めることを
目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、会議の出席は、委任状をもってこれに
代えることができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平20規則27・一部改正)

(協議会の庶務)

第4条 協議会の庶務は、住民福祉部長寿介護課において処理する。

(平13規則15・平16規則10・平20規則27・令6規則5・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平20規則27・一部改正)

付 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

付 則(平成13年12月25日規則第15号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

付 則(平成16年3月31日規則第10号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月28日規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(令和6年3月29日規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。